

③ 特記事項

特記事項

被保険者に該当するコードと略称を記載してください。

例) 所得区分:「29 区エ」 長期高額:「02 長」 など

【高齢受給者および後期高齢者にかかる特記事項の記載について】

平成 30 年 8 月 1 日より、高齢受給者および後期高齢者については**特記事項へ所得区分の記載が必須**となりました。下表に応じて特記事項への記載をお願いします。

(記載のないレセプトは返戻となりますのでご注意ください。)

本人家族	給付割合	限度額認定証	所得区分
「9 高入 7」 「0 高外 7」	7 割	現役並みⅢ (提示なし)	「26 区ア」
		現役並みⅡ	「27 区イ」
		現役並みⅠ	「28 区ウ」
「7 高入 1」 「8 高外 1」	8 割 (国保)	一般 (提示なし)	「29 区エ」
	9 割 (後期)	低所得Ⅰ・Ⅱ	「30 区オ」

※上記の被保険者以外の所得区分については、限度額認定証の提示があった場合に記載します。